

令和8～9年度

里塚斎場再整備に係る整備可能性調査検討業務

提案説明書（公募型企画競争）

1 業務名

令和8～9年度 里塚斎場再整備に係る整備可能性調査検討業務（以下「本業務」という。）

2 業務の背景と目的

本市には里塚斎場と山口斎場の2か所の火葬場がある。

里塚斎場は、昭和59年（1984年）の供用開始から41年が経過し、施設全体の老朽化が顕著となっており、機能維持が喫緊の課題である。また、葬送儀礼の変容に伴い、収骨室や駐車場の不足など施設面での課題も顕在化している。

令和36年度（2054年度）まで予測される火葬件数の増大や、令和18年度（2036年度）に予定している山口斎場の大規模改修に伴う全面休場を見据え、火葬需要へ安定的に対応するため、令和5年度には「里塚斎場整備手法検討業務」を実施するなど、里塚斎場の再整備に向けた具体的な検討を進めている。

里塚斎場の再整備は、課題を解決し、将来にわたる火葬需要の変動に柔軟に対応するとともに、会葬者が故人との最後のお別れを惜しむ場である斎場を安全・円滑に利用でき、かつ慈しみと尊厳に満ちた平穏な葬送環境を構築することを最大の目的とする。この目的のもと、山口斎場の大規模改修期間中におけるバックアップ機能の確保や、令和36年度（2054年度）の火葬需要ピーク時においても円滑かつ安定的な運営体制を維持できる施設整備を目指している。

本業務は、これらの目的を達すべく、測量、地質調査、造成基本設計、建築ボリューム検討、及び環境影響評価（自主アセスメント）の各種調査を行い、「安全性」「環境配慮」「利便性・運用性」「経済性」等の多角的な視点から、複数の再整備案について客観的な比較検討及び実現可能性の検証を行うものである。

3 業務内容

本業務の内容については「業務仕様書」のとおり。

なお、業務仕様書の内容は現時点における予定であり、提案内容や協議により、変更する可能性がある。

4 業務履行期間

契約締結の日から令和9年（2027年）12月17日（金）まで

5 予算規模

本業務は172,700千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）を上限額とする。

※ 上記は予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 企画提案を求める項目

本業務の遂行にあたり、企画提案する者（以下「企画提案者」という。）は、以下の項目について具体的な提案を行うこと。

(1) 過去の業務実績

本業務に類似する過去の業務実績、及び本業務に活かせると考えられる業務実績について具体的に示すこと（【様式4】を活用すること）。

(2) 業務の履行体制及びスケジュール

本業務の具体的な履行体制（協力会社を含む）及びスケジュールを示すこと。

履行体制については、業務仕様書の「業務内容」の各項目（第4章4.1から4.5等）について配置予定の技術者を明記するとともに、各技術者の過去の実績についても具体的に示すこと（配置予定技術者の実績等については【様式2】及び【様式5】を活用すること。その他は任意とする）。

(3) 里塚斎場再整備に向けた比較検討案3案の提案

本業務の最重要課題である「整備可能性の検討」において、現実的かつ優れた「3つの再整備案」（以下「当該3案」という。）を具体的に提示し、なぜ当該3案を選定したのか、その理由や根拠について論理的に提案すること。

なお、当該3案は下記の諸条件等に基づき検討・提案すること（様式は任意とする）。

◆当該3案を抽出する際の諸条件等

<基本条件>

- ・業務対象区域（業務仕様書第2章2.3）である約16haの区域敷地内での整備を基本とすること。

・想定施設規模（業務仕様書第4章4.3）を満たす里塚斎場の再整備案であること。

・再整備の工事期間中においても、日々の火葬業務を停止させることなく、火葬需要に確実に対応できる施工体制・手順が確保されていること。

<再整備の手法・検討パターン設定>

・選定する3案は、以下の4つのパターン設定の中から、最低2パターン以上を組み合わせたものとする。

【パターンA】現在の斎場施設を残し、敷地内の別位置に新斎場を新築する。

【パターンB】現在の待合棟を利用し、新たに火葬炉棟を増築する（現在の火葬炉棟は、山口斎場の大規模改修が完了するまでは稼働状態で残す）。

【パターンC】現在の斎場施設を改修する。

【パターンD】現在の斎場を解体し、その跡地に建て替えを行う（段階的な解体・新築を含む）

※パターンAから2案、パターンBから1案を組み合わせる等の構成でも可。ただし、パターンAを3案とするなど、同一のパターンのみで構成することは不可。

<提案に記載すべき事項・留意事項>

・安全面（工事動線と会葬者動線の完全分離など）、経済面（建設・造成費、ライフサイクルコスト等）、工事中の運営体制や環境影響などを多角的にシミュレーションし、その結果、最も現実的かつ優れていると判断した3案について、具体的な配置計画や施工手順のアイデアを提示するとともに、各案をどのように構築したか、その選定プロセスや考え方を示すこと。

・本業務で提案・整理される3案は、地域へ説明し、再整備事業に対する理解の促進を図るための極めて重要な基礎資料となる。このため、「なぜその3案を推奨するのか」「他案をどのような理由で除外したのか」というプロセスが、地域に対して客観的かつ論理的に説明できるよう、各案の選定に至った技術的・経済的妥当性、実現可能性の検証方法、比較評価手法（各パターンのメリット・デメリットの整理など）に関する考え方を具体的に示すこと。

・項目10に定める「審査における評価項目及び評価基準」の(3)の各評価基準を踏まえ、求むる提案内容を整理して示すこと。

※ 企画提案の段階においては、本市から開示する既存データ（敷地範囲、想定施設規模、火葬需要等）に基づく机上検討レベルでの「配置案イメージ」及び「概略の施工手順（ステップ）」の提案を求むる。

(4) 客観的な数値評価・検証手法に関する提案

受託後に実施する実地調査（測量、地質調査、建築ボリューム検討等）に基づき、提示した3つの比較検討案の実現可能性を「4つの評価軸（安全性、環境配慮、利便性・運用性、経済性）」に沿って定量的に比較検証する「具体的な技術検証手法・プロセス」について提案すること。

提案にあたっては、客観的なシミュレーション解析やLCC推計などを行うための技術検証アプローチを示すこと（様式は任意とする）。

(5) 業務内容に含まれない独自提案

本業務の遂行にあたり、上記以外の項目で実効性かつ先進性があると考えられる事項があれば自由に提案すること（様式は任意とする）。

7 参加資格

本企画競争に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 参加資格要件

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(2) 応募における留意事項

本業務は、2か年にわたる継続的な履行を前提とした広範かつ多角的な業務である。提案にあたっては、業務内容及び業務履行期間を十分に勘案し、全期間を通じて安定的な履行体制を確保した上で応募すること。

(3) 参加資格の確認

提出された「【様式3】参加資格に係る申出書」に基づき、本市が参加資格の有無を審査する。審査結果は速やかに文書等で通知する。

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程及び手続の流れ（第1次審査及び第2次審査の日程は変更となる可能性がある）

- 企画提案の公募開始：令和8年6月15日（月）
- 【様式6】の提出期限：令和8年6月29日（月）17時00分（電子メールにて提出）
- 質問書への回答：令和8年7月3日（金）までに回答、ホームページ上で公開
- 貸与資料の申出期限：令和8年7月10日（金）17時00分
- 【様式1】の提出期限：令和8年7月10日（金）17時00分
- 上記以外（企画提案書等）の提出期限：令和8年7月28日（火）17時00分
- 第1次審査（書面審査）：令和8年7月30日（木）
- 第2次審査（プレゼンテーション審査）：令和8年8月10日（月）

(2) 提出書類及び部数

提出書類及び提出部数は、次に掲げるとおりとする。なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。複数枚にわたる場合は、必ず「○/○（現ページ/総ページ）」の形式でページ番号を記載すること。また、【様式1】以外については、正本のPDFファイルを収めた電子媒体（CD-ROMもしくはDVD-ROM）1部を併せて提出すること。各書類に使用するフォントサイズは10ポイント以上とすること。ただし、ふりがな、写真や図等の説明文、文章を補完するためのイラスト、注記文等のフォントサイズは問わない。

- 【様式1】企画競争参加意向申出書：正本1部
- 【様式2】業務従事者一覧：正本1部、副本10部
- 【様式3】参加資格に係る申出書：正本1部
- 【様式4】類似業務等実績一覧：正本1部、副本10部
- 【様式5】配置予定技術者（協力会社含む）：正本1部、副本10部
- 企画提案書（任意様式※1）：正本1部、副本10部
- 参考見積書及び経費内訳書（任意様式※2）：正本1部、副本10部

※1...A3サイズ、片面印刷横向きレイアウトとし、枚数は5枚以内とする。

※2...A4サイズとし、縦向きレイアウトとする。

【提出先及び提出方法】

- 提出先：札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課（以下「担当部局」という。）
- 提出方法：持参又は郵送（必着）とする。郵送等の遅延を避けるため、余裕をもって提出すること。提出期限後の提出（到着）は一切受理しない。

(3) 質問の受付及び回答

本業務に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- 提出方法：【様式6】企画競争に関する質問書を、電子メールにより、担当部局（E-mail：kasojo@city.sapporo.jp）へ提出すること。

- **件名**：電子メールの件名は「令和8～9年度里塚斎場再整備に係る整備可能性調査検討業務企画競争に関する質問書」とすること。
- **回答方法**：質問書への回答は、電子メールにて行う。また、公平を期すため、質問及び回答の内容（質問者は非公開）を、担当部局のホームページ上で公開する。質問書は通信環境等を考慮し、余裕をもって提出すること。提出期限後に届いた質問については一切回答しない。また、本企画競争に関係がないと本市が判断した質問については、回答しない。
- **提出後の異議申し立て等の不可**：企画提案者は、本提案説明書その他関係書類について疑義がある場合は、上記の手続きに則って質問することができるが、企画提案書を提出した後は、これらに関する不明又は不備等を理由とした異議の申し立てを行うことはできない。

(4) 各種様式及び貸与資料の入手方法

- **各種様式の入手方法**：企画競争参加意向申出書等の各種様式は、本提案説明書が掲載されている担当部局のホームページよりダウンロードして入手すること。
- **貸与資料の入手方法**：項目15に定める「貸与資料」については、CD-ROMもしくはDVD-ROMにて提供するため、希望者は、申出期限までに担当部局に申し出ること。なお、期限を過ぎてからの申出には一切応じない。

(5) 担当部局（問い合わせ先・提出先）

- **部署名**：札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課
- **所在地**：〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 ORE札幌ビル7階
- **電話番号**：011-211-3518
- **E-mail**：kasojo@city.sapporo.jp

9 企画提案の選定方法

(1) 選定主体及び評価方法

- 本市が設置する「里塚斎場再整備に係る整備可能性調査検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書等の審査を行い、契約候補者を選定する。
- 各委員が項目10に定める「評価項目及び評価基準表」に基づき評価を行い、各委員の採点の合計を比較する総合点数評価とする。

(2) 最低基準点及び同点時の対応（共通事項）

- **最低基準点**：第1次審査及び第2次審査のいずれにおいても、各委員の評価点数の合計が満点の6割、かつ、各評価項目における点数が満点の3割を最低基準点（採点基準点）とし、最低基準点に満たない場合は、通過者又は契約候補者とししない。

- **同点時の対応**：各審査において、各委員の評価の合計点数が同点の場合は、項目10に定める「評価項目及び評価基準表」(3)の点数が高い順とし、それも同点の場合は委員会の協議により決定する。

(3) 選定の流れ

- **第1次審査（書面審査）**：提出書類による書面審査を実施し、評価点数の合計が高い上位5者を選定する。なお、応募件数が5者以下の場合は、第1次審査を省略する。第1次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知するとともに、【様式1】に記載された担当者メールアドレス宛に電子メールにて通知する。
- **第2次審査（プレゼンテーション審査）**：第1次審査を通過した企画提案者に対し、次のとおりヒアリング及び審査を実施する。ヒアリングの詳細については別途通知する。
 - **ヒアリングの実施**：提出された企画提案書のみを用いて行うこととする。1者当たり最大35分（提案説明20分以内、質疑15分以内）の個別ヒアリングを行う。
 - **審査・採点**：提出書面及びヒアリング結果に基づき、各委員が審査・採点を行う。なお、第2次審査においては、第1次審査の結果は持ち越さず、評価の合計点数が最も高い企画提案者を契約候補者として選定する。

10 審査における評価項目及び評価基準

審査における評価項目及び評価基準は下記のとおり。

評価項目	配点 (計100点)	評価基準（評価の着眼点）
(1) 過去の業務実績	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似業務の受託実績があるか：5点 ・配置予定技術者の専門性と実績は十分か：5点
(2) 業務の履行体制及びスケジュール	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務履行体制の構築は妥当かつ十分か：10点 ・業務スケジュールの現実性は高いか：10点
(3) 里塚斎場再整備に向けた比較検討案3案の提案	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設稼働維持と火葬需要確保の方針：工事中の施設稼働の維持、及び山口斎場改修時のバックアップ対応について、配置案やステップ工程に反映されている計画方針が合理的であり、本市全体の火葬需要を安定確保する上で適切か。：10点 ・地形的制約への対応と代替案の比較選定プロセス：地形的制約に対し、安全性と経済性を両立させた敷地設定・施設配置計画が合理的に想定されているか。

評価項目	配点 (計100点)	評価基準（評価の着眼点）
		<p>また、想定される4つのパターン等について、他案を除外した選定プロセスが論理的かつ客観的な妥当性を有しているか。：20点</p> <p>・葬送環境の確保と動線計画方針：完成後の会葬者動線とバックヤード動線配置、工事中の工事車両と会葬者動線の安全な動線分離計画、施工中の騒音・振動対策等が具体的かつ適切か。：10点</p>
(4) 客観的な数値評価・検証手法に関する提案	15点	<p>・受託後に実施する各種調査を踏まえ、4つの評価軸（安全性、環境配慮、利便性・運用性、経済性）に関し、客観的なシミュレーション解析やLCC推計などを行うための技術検証アプローチが、具体的かつ合理的であるか。</p>
(5) 業務内容に含まれない独自提案	15点	<p>・業務仕様書に定められた内容以外で、実効性かつ先進性のある独自の提案がなされているか。</p>

11 契約

原則、選定された契約候補者と本市との間で、提案内容等を踏まえた委託業務仕様の協議・調整を行い、見積書を徴した上で、随意契約を締結する。その手続きについては、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）による。なお、当該契約候補者との協議が整わなかった場合は、委員会において次点とされた者（以下「次順位者」という。）と交渉する場合がある。

12 参加資格の喪失及び失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当したときは、その時点をもって本企画競争への参加資格を失う、又は提案を失格とするものとする。

- (1) 参加資格（項目7(1)）要件のいずれかを満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- (3) 他の企画提案者と共同して談合等の不正行為を行ったとき。
- (4) 本企画競争に関して、公平性を阻害する行為又は本市職員に対する不適切な接触を行っ

たと認められるとき。

- (5) 提出書類の提出期限、提出場所、提出方法及び記載方法が、本提案説明書及び各様式で定めた内容に適合しないとき。
- (6) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しないとき。

13 一般事項

(1) 費用負担

本企画競争への参加、企画提案書の作成、提出、説明（プレゼンテーション等）に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

提出された企画提案書等は、返却しない。また、提出後の書類の追加、差替え及び再提出は認めない。

(3) 著作権に関する事項

- 企画提案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- 本市が本業務の実施、地域や市民等に対する説明その他の関連業務の実施に必要と認めるときは、企画提案を本市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。
- 企画提案者は、本市に対し、企画提案者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(4) 情報の公開

提出された企画提案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

14 選定等について

(1) 選定通知

契約候補者の選定後、速やかにすべての企画提案者に対し、選定結果（選定又は非選定）を書面にて通知する。

(2) 参加資格及び評価についての申立て

- **参加資格**：企画提案者は本企画競争において、参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を含める条例（平成2年条例第23号）で規定する休日を除く。）以内に、その理由等について書面により求めることができる。
- **評価**：企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を含める条例（平成2年条例第23号）で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

(3) 選定の取消し

契約候補者が次のいずれかに該当するときは、選定を取り消し、次順位者を契約候補者とすることができる。

- 契約候補者が、契約締結日までに参加資格を失ったとき。
- 契約候補者が、正当な理由なく本市が指定する期間内に契約を締結しないとき。
- 契約内容の協議において、仕様条件等で合意に至らなかったとき。

15 関係資料及び貸与資料等

(1) 関係資料

企画提案書の作成に当たっては、下記の本市ホームページにて公開している情報を参考とすること。

- 第2次札幌市火葬場・墓地に関する運営計画
https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/bochi_kasou/kihonkoso/index.html

(2) 貸与資料

本業務の実施に関して、以下の資料を貸与する。

- 資料1：昭和56、57年度里塚斎場地質調査結果
- 資料2：平成18年度里塚斎場大規模改修工事ほか改修工事図面
- 資料3：令和5年度里塚斎場整備手法検討業務報告書（本編）

(3) 貸与資料に関する規定

- 本業務の遂行に当たって、本市が必要と認めたもの及び企画提案者において必要と認めたもので本市が許可するものを貸与又は提供する。
- 本市が貸与又は提供する資料等は、本業務のみに使用するものとし、企画提案者の責任において管理しなければならない。
- 本市が貸与又は提供する資料等は、本市の了解なく、公表、使用することができな

い。

- 貸与資料の受領に当たっては、貸与資料を記載した借用書（任意の様式）を本市に提出するものとし、本業務の完了等により貸与資料が不要となった場合は、速やかに返却すること。返却場所は引渡場所と同じとする。